

## 平成27年度 部局長マネジメント方針

うえだ よういち  
環境部長 植田 洋一



### 仕事に対する基本姿勢

環境部では、環境基本計画に基づき、地球環境、循環型社会、都市環境、生活環境、自然環境の5つの側面から環境の保全及び創造に資する施策を推進しています。

生活のあらゆる活動が原因となり地球温暖化が進む中で、平成26年度に見直した地球温暖化対策実行計画に基づき、市民や事業者それぞれの立場での取り組みを支援するとともに、協働して地球温暖化対策を進めてまいります。

一方、環境負荷の少ない循環型社会をめざし、ごみ減量やリサイクルを進めるとともに廃棄物および資源化物の適正処理に努めてまいります。

あわせて、快適な都市環境を確保するため、不法投棄対策や地域清掃の支援など、市民と協働でまちの美化を推進してまいります。

さらに、工場等に対し規制・指導、立入検査等を行い、公害の未然防止を図るとともに、市民からの公害苦情に対しては、現況調査をし、改善指導を行うなど、生活環境の保全に取り組んでまいります。

このような中、環境部では、下記の項目を重点課題として取り組み、良好な環境を次世代に引き継ぐまちづくりの推進に努めてまいります。

### 平成26年度の振り返り

平成26年度の振り返りとして、本市の温室効果ガスの排出抑制等の施策を推進するための指針となる地球温暖化対策実行計画区域施策編を平成22年3月の策定から5年が経過したことと合わせまして、社会情勢が変化したことなどから改定をいたしました。

また、太陽光発電や省エネルギー改修をはじめとする各種補助制度など、市民や事業者に対する支援を行うとともに、環境家計簿の普及に努めてまいりました。今後、改定した計画に基づき各種施策を着実に推進してまいります。

一方、環境教育として、市立小学校を中心とした環境教育出前講座の開催や、Ecoポスターコンクールの実施など、環境啓発に注力してまいりました。また、全リージョンセンターで古紙類や蛍光灯、乾電池の回収ボックスを常設するなど資源排出環境の充実を

図りました。

平成26年度には「東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例」を施行し、施行日である10月1日に、市長、議長、自治会、学生ボランティアなどと共に、通勤、通学される方や周辺住民を対象に、近鉄河内小阪駅の駅頭において、啓発グッズ等を配布するなどの条例施行キャンペーンを実施いたしました。

また、条例の施策の1つとして、移設簡易式の監視カメラの購入と共に、監視カメラの設置を周知する看板を新たに制作し、地域の方々との協働により不法投棄が頻繁に行われる場所に取り付け、不法投棄の減少に大きな効果を上げてきました。

## 平成27年度に取り組む重点課題

### 1 地球温暖化対策実行計画の着実な推進

- ・家庭から排出される温室効果ガスを削減するため、環境家計簿の普及啓発に取り組み、エネルギーの「見える化」を図るとともに、個人住宅用の太陽光発電システムや燃料電池に加え、新たにホームエネルギーマネジメントシステム、リチウムイオン蓄電池の設置補助を行い、創エネ・蓄エネ・省エネなど市民ニーズに応じた支援を実現します。

#### ◇環境家計簿の普及・啓発

家庭で消費するエネルギー（電気・ガス）使用量を明らかにし、意識付けすることで省エネ行動を促し、温室効果ガスと光熱費の削減につながる取り組みです。

#### ◇再生可能エネルギー等普及促進事業

家庭生活で排出される温室効果ガスの大幅な削減に効果がある個人住宅用太陽光発電設備、家庭用燃料電池（エネファーム）、ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）、リチウムイオン蓄電池の設置にかかる費用の一部を補助します。

- ・中小企業の省エネ化を支援し事業所から排出される温室効果ガスを削減するため、省エネ改修など高効率機器の導入等を推進します。

#### ◇省エネ診断・改修事業

年間エネルギー使用量が10kL以上100kL未満の中小企業に対し、無料で省エネ診断を行います。また、省エネ診断に基づき、複合的又は一体的に省エネ設備改修を行う場合に、費用の一部を補助します。

#### ◇環境マネジメントシステム普及事業

中小企業を対象に省エネセミナーを開催するとともに、環境マネジメントシステム

(E A 2 1) 構築の支援を行います。

## 2 環境教育および分別収集の拡充によるごみ減量化の推進

・子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層を対象に、ごみの減量・3Rの推進・環境保全などの意識の高揚と自主的な行動を促進するため、環境教育出前講座の拡充など、周知の徹底を図ります。

### ◇環境教育出前講座

市内の学校や幼稚園、自治会などへ地域ごみ減量推進員・協力員と環境部職員が協働して、ごみの減量や環境保全をテーマにした講座を実施します。

### ◇E C Oポスターコンクール

作品の制作等を通じて3Rの推進・地球環境保全や環境美化などに対する意識の高揚を図るため、児童・生徒を対象にE C Oポスターコンクールを実施します。

・ごみの減量を推進するため、分別収集の定着化を図るとともに、分別システムの更なる拡充を図ります。

### ◇集団回収事業の促進

東大阪市再生資源集団回収推進協議会と連携して、自治会や子ども会などの地域住民団体が行う集団回収活動の促進を図ります。

### ◇資源の拠点回収

市関連施設での古紙類、蛍光管・乾電池等の回収、及び移動式の資源回収拠点を設置し、古紙類などの出張回収を行います。

### ◇更なるごみの減量・資源化に向けた細やかな対応

更なるごみの減量・資源化に取り組めていない市民、また、住居形態や地域特性に応じた取組みに向けた啓発を行います。

## 3 東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例の推進

・平成26年10月1日に施行された「東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例」の目的を達成するため、市内の主要駅周辺の歩道に「歩きたばこ禁止」のマークタイルを設置するなどの啓発に努め、たばこのポイ捨てのない美しいまちを目指します。

また、不法投棄監視カメラを追加購入し、自治会や警察との連携により、不法

投棄の減少に努めてまいります。

#### 4 市域の生活環境保全に向けた啓発・指導の強化

- ・公害の未然防止を図るため、本市生活環境保全等に関する条例等公害関係法令を基に立入検査等を行い、とりわけ、一定の化学物質使用工場等に対しては重点立入を実施し、規制・指導・調査を強化します。また、産業廃棄物については、廃棄物処理法により、適正な処理が行われるよう啓発・指導の強化を図っていきます。

◇P R T R法（化学物質排出把握管理促進法）及び府条例に基づく大阪府化学物質管理制度の事務が移譲されたことにより、化学物質使用工場等の重点立入を実施します。また、引き続き、苦情対象事業所や解体工事現場等に積極的に立入検査することで、実行性のある機動的な公害対策を行います。

◇医療関係機関等に立入検査すること等により、新型インフルエンザに係る廃棄物による感染を防止するための適正処理を周知徹底します。

◇平成26年にP C B廃棄物処理基本計画が変更されたことに伴い、蛍光灯安定器等の処分先が確保されたことを事業者にも周知したり、経済産業省の協力を得て、本市に未届けの事業者の洗い出しを行ったりすることで、P C B廃棄物の適正処理の確保に向けて指導を徹底強化します。